

第三十八回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二十五号

昭和三十六年四月十二日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長代理理事 小川 平二君
理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君
理事板川 正吾君 理事田中 武夫君
理事松平 忠久君

海部 俊樹君 神田 博君
齋藤 憲三君 笹本 一雄君
首藤 新八君 田中 榮一君
中垣 國男君 濱田 正信君
林 博君 原田 憲君
岡田 利春君 加藤 清二君
小林 ちづ君 多賀谷眞稔君
中嶋 英夫君 中村 重光君
西村 力弥君 堀 昌雄君
伊藤卯四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

出席府委員

通商産業事務官 松尾 金藏君
(企業局長)
通商産業事務官 大堀 弘君
(公益事業局長)

建設技官

山内 一郎君
(河川局長)

委員外の出席者

総理府事務官 遠藤 胖君
(経済企画庁総
計計画局計画課
長)
通商産業事務官 古沢 実君
(鉱山局長)
石油課長

運輸技官 布施敏一郎君
(港灣局局長)
防災課長

専門員 越田 清七君

四月十二日

委員渡辺惣蔵君辞任につき、その補
欠として堀昌雄君が議長の指名で委
員に選任された。

同日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠
として渡辺惣蔵君が議長の指名で委
員に選任された。

四月十一日

公共料金の値上げ反対に関する請願
(多賀谷眞稔君紹介)(第二二七三号)
同(吉村吉雄君紹介)(第二三一八号)
同(川上貫一君紹介)(第二三六二号)
同(志賀義雄君紹介)(第二三六三号)
同(谷口善太郎君紹介)(第二三六四
号)
公共料金等諸物価抑制に関する請願
外一件多賀谷眞稔君紹介(第二二
七四号)
同外二件(大柴滋夫君紹介)(第二二
七五号)
同外二十九件(石山權作君紹介)(第
二二七六号)
同外四十七件(西村力弥君紹介)(第
二二七七号)
同外三十件(石山權作君紹介)(第二
三一七号)
同外二十九件(石山權作君紹介)(第
二三六一号)
物価政策等に関する請願外百三十一
件(西村力弥君紹介)(第二二七八号)

同外二件(栗原俊夫君紹介)(第二二
七九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

工場立地の調査等に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出第一
一八号)

○小川(平)委員長代理 これより会議
を開きます。

都合により委員長が不在でございます
ので、私が委員長の職務を行ないま
す。

工場立地の調査等に関する法律の一
部を改正する法律案を議題とし、審査
を進めます。

前会に引き続き質疑を続行いたしま
す。堀昌雄君。

○堀委員 ただいま議題になっており
ます工場立地の調査等に関する法案に
つきまして一つ伺いたいと思えます。
大体この改正案の主体をなしてあり
ますものは、新たに工場を設置する場
合に、その地域における設置が適当か
どうかというのを調査し、場合に
よっては勧告ができるということのよ
うであります。あとで企画庁の計画
局長が来られましたら、いろんな基本
的な問題について伺いたいと思いま
す。まずこの法案との関連で伺って
おきたいことは、今後予想される工
場の新設については、既設の土地に新

設をする場合と、新たに土地造成を行
なつて、そこに新設する場合とが予想
せられると思えます。そこでこの法案
をこのままで拝見をいたしますと、第
六条の届出の項にしましては「少な
くとも当該特定工場を設置のための工
事の開始の日の九十日前までに、次の
事項を通商産業大臣及び当該特定工場
に係る事業を所管する大臣に届け出な
ければならない。」こういう規定にな
つておりますが、土地造成を行なつ
て工場を設置する場合は、いかような
取り扱いになるかを伺いたしたい
と思えます。

○松尾政府委員 今御指摘ございま
した届出の条項におきまして、「工事の
開始の日の九十日前までに」という点
が、土地造成の場合にどういふ形での
の条項を読むかと思えますが、土地造成
の場合に、御承知のように通常ある特定
の工場建設のためにということ、非
常にはつきりいたしまして土地造成を
する場合もあると思えますが、必ずし
もそうでない場合と両方あると思いま
す。ある特定工場のために土地
造成をやるということが、非常に初め
からはつきりいたしておりました。従
いまして、その土地造成の段階にはい
ろいろあると思えますが、通常私ども
の考え方の常識的な判断から申しま
すと、建設工事に着手する目的で土地造
成をやり、整地をやる、そういう段階
はあると思えますが、この法律のこの
条文では、ここにありますように、工

事開始の少なくとも九十日前までにとい
うような表現になっておりますので、
その辺は九十日前にびたりと届け出を
していただく必要はございません。今
申しました常識的な範囲内で整地をや
るといふぐらゐのところ、大体建設
工事着手の時期であるというふうにし
めると思いますが、その辺を目安にし
て少なくとも九十日前までに、目的が
はつきり届けておられますれば、なる
べく早く届けていただいた方がよい
ということになると思えます。特定の
目的でなくて、一般的な用地造成が行
なわれます際には、これはそういうわ
けには参りませんので、用地の整地を
やってから特定工場のためにという決
定があるといはしますれば、この場合
には、たとえば工事着手の時期という
のは、基礎を置く時期というふうな点
をとらえて読むべきではないと思いま
す。いずれにしても九十日前までにと
いうことで読んで参りたいと思いま
す。

○堀委員 今のお話で大体わかりまし
たが、読み方が、「当該特定工場の設
置のための工事」という意味は、結局
三つに分かれました。すでに団地のあ
る場合に、それを整地をして工場を建
設する場合、整地にかかるところが
設置のための工事の開始の時期だ。そ
れから、これから土地造成をやりまし
て——これは府なり市なり、そういう
地方自治体等が土地の造成を特定の目
的でなく行なう場合には、その土地造
成を行なつてその特定工場が建設の工

事にかかるその時点。それから特定の工場がそこに立つという目的で土地造成を行なう場合については、その土地造成を行なう九十日以前、こういうふうな理解をしてよろしいわけですね。

その次に、法案の中だけをおきつつ先にお伺いしておきたいのは、第九條で「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣は、第六條第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項が次の各号の一に該当するときは、工場立地調査審議会の意見をきいて、その届出をした者に対し、特定工場の設置の場所に関し必要な事項について勧告をすることができ、」その次にその条件が書かれておるわけですが、一番

として「特定工場の設置によってその周辺一帯における工場又は事業場の立地条件が著しく悪化するおそれがある」と認められるとき、「二番に」特定工場の設置をしようとする地域の自然条件又は立地条件からみて、当該場所を当該特定工場に係る業種の用に供することとするよりも他の業種の製造業等の用に供することとするのが国民経済上きわめて適切なものであると認められるとき。」この二つに勧告の場合の条件が限定されておるようであり、

が、工業用水の関連ですね。ある地域における工業用水の計画との関連において適当でない場合はどちら側に入るのか。ここでは具体的にはそのような表現はされておらず、間接的な表現になっておると思いますが、皆さんの方で、これはどういうふうな理解をしておられますか。

と第一号の方が主として過度集中の防止を中心にした要件を規定してあります。二号の方は、いわば適地と誘導をするために、適地誘導にあまり極端に相反するような立地についてチェックをするような意味の要件を規定しておると思ひます。工業用水の問題は立地条件の一つの重要な要素でございますから、いずれの場合にも該当する場が出てくると思ひますけれども、普通、現在非常に問題になりますのは、むしろ過度集中で、水のないところにさらに水を必要とするような工場が割り込む場合の方が比較的多いと思ひますので、おそらく具体的場合には、第一号に該当する場面が多いのではないかとと思ひます。

〇堀委員 一番、二番ともに表現が間接的でありまして、問題が非常に重要な勧告という問題に關連しております。このようない間接的表現で、はたして具体的な勧告ができるかどうかという点に、私いささか不安を感じておるわけですが、今私どもが工場立地の問題を検討する場合には、あとで計画局長に来ていただきまして、所得倍増計画との関連で伺いたいのでありますけれども、一番大きな問題は何かといふと、私は工業用水の問題が工場立地の一番重要な将来の問題点であろう。こういうふうな考え方をしておるわけですが、もう一つは、過度集中の問題、適地誘導の問題は、もちろん考え方としてはそうでありませうけれども、一体どこから過度集中なのかという事です。もう一つは、適地誘導の場合も、相対的なものになるのです。そこで、こういうふうな過度集中にしても、相対的といひますか、

どこに基準を置くかという点に非常な問題のある条項であり、片方も相対的なものである、こういう該当条件が規定されておる。しかしほんとうに必要問題は、工業用水の供給関係の中で非常に問題が起つてくる。ところが工業用水自体は非常に足りておる問題なんですか。比較の問題とか、どこに線を引くかという問題でなくて、計画年度に水がとれるかとれないか、これはだれが見てもはつきりしておる問題です。そういうのはつきりしておる問題が一番根本にあるにかかわらず、そういうものについての規制条件がここに書かれていなくて、いづれも、今申し上げたような、基準を引くのがきわめて困難であるところの過度集中の問題であるとか、あるいは適地に關する問題というところに線を引かれておるのは、一体どういふところにこの法案をお出しになつた理由があるのか、少し私は疑わしい感じがするわけですが、あなたの方の立場からは一体どう考へておられるか、もう一回伺つておきたい。

〇松尾政府委員 先ほど申し述べましたように、工業用水問題は、現在特に工場の密集しておるような地域につきましても、きわめて重要な立地条件の要素に相なつております。法案の第九條では、そういうものを含めて立地条件が云々というふうな、一号、二号とも立地条件ということを示したしておるわけですが、その立地条件の中で、おそらく今御指摘のように、工業用水の事情というのが最も重要な条件であらうと思ひます。しかしさればといひて、この条文に工業用水だけを特定して、工業用水の事情が著しく悪化するような場合だけというの、法律の規定の内容としてはあまり狭きに失するおそれがあると思ひます。ここではそういう重要なものを含めて、つまり工業用水の事情でありますとか、あるいは道路、港湾等の輸送事業でありますとか、そういう立地条件の重要なものをすべて含めて、立地条件という言葉で表わしておりますけれども、具体的な場合の判断になりますれば、その場合に一番重要な問題として浮かび上つてくるが工業用水等の問題が、当然大きな判断の条件に相なると思ひます。

〇堀委員 少し前に戻りますけれども、次に第二条で工場適地の調査及び「工場立地の動向の調査を行なう」このういふふうに書かれておる。その三項に、「主要な工場又は事業場の設置の状況及びその設置に關する長期の見通しを個別的に調査することにより行なう。」このういふふうに述べられておるわけですが、工場立地の動向といふ意味ですね。ちょっとこれははつきりしないのですが、これはどういうところをさしておるのか。

〇松尾政府委員 今御指摘のございました工場立地の動向調査は、今回の改正で加えたいという内容のものであります。従来工場立地調査は御承知のように工場がそれぞれのところに進出をした場合に、その受け入れ側である地域に關する客観的な調査を従来やって参つたのでありますが、それとやや立場を異にいたしました。そういうところに進出したい企業の側の状況がどうであるかという点を、今度追加調査の対象として規定をいたしました次第であります。実は通産省におきましては、三十五年度におきまして、ある程度そういう調査をいたしました。しかしこれはまだ必ずしも十分なものではございませんので、今回のこの条項を加えることによりまして、今後ある一定期間、たとえば十年間に主要な工場、事業場がどういふところにどのような生産能力及び生産数量、生産規模を持った工場を建設する計画があるか、従ひまして、そういう工場を建設しようとするほどの程度の工業用水が必要であり、どの程度の輸送設備を必要とするか、また労働者その他に對してどういふ需要があるか、そういう企業の側の工場立地条件に対する要求、そういうものの調査につきましても、今後ある一定の期間の見通しの調査をやつてみたい、それと受け入れ側であります工場が行く先の立地条件調査と突き合せて、ここで初めてある期間の工場の配置、といふ言ひ過ぎかもしれませんが、その見通しが立ち得るのではないかと意味で、こういう二本立の調査を今後進めたい、こういう意味合いであります。

おるけれども、工場設置プランというものはきわめてずさんな形のものでしか提起をされておられませんから、はたして現在言われておられますような工業用水で足りるのかどうかという点について、きわめて問題が残ってきておる。実は今大蔵委員会に大阪港、堺港の埋め立てに関する外債の発行に関する法案がかかっておりますけれども、大体大阪近郊におけるこれらの埋め立てについてははつきりしていません。今おっしゃったような工場の動向といえますか、将来どこでどの程度の大きさを、どういう工場ができて、一番目安になる工場用水の問題が年度別にはどういう格好になるのかということについてはほとんどわからないままに、きわめて大まかな論議が進められておるといふ点は、まことに遺憾だと思っておりますが、今おっしゃるようなことが行なわれることは、私ども日本経済を計画的に処理するためには必要だと思っております。

そこであの関連でもう一つ伺っておきたいのは、この法案ができるかどうかの調査はできる。正確なものを出さなければ罰則がついていくというくらいでありまして、おそらく正確なものを出したいということになるのである。いまの調査は、その地域の総合開発をいろいろと検討した結果、水なら水について、工用水水については非常に困難な条件がある。そこでその場合にはただいまの二項ないしは二項によって、勧告がなされるという段階が来ると思いますが、一体その勧告がされたあとに、現在資本主義社会においては、ともかく最大利潤を追求するために、たいていのは何でもや

られるという段階にあるわけです。通産省が勧告をしたけれども、いや私どもはどうしてもやりませんというところが起きないとも限らないと思えます。そういうふうな勧告と、その後の状態という点については、この法案が出る以上は、通産省としては何らかの責任が伴ってくると思っておりますが、勧告というものの効力といえますか、その後の規制力といえますか、そういうものについてはどういふふうに考えておられるか。

○松尾政府委員 法律上の効果の問題といいたしますと、第九條の勧告には文字通り法律上の強制力はございません。ただ実際問題といいたしましては、法律に基づく正式の勧告を出すからには、相当その場合の具体的な事情を精密な調査をして、もしその勧告が聞かれない場合には、工場建設がかりに行なわれても、水の供給は行なわれないうるかと、あるいは輸送設備の整備は非常にむずかしいであろう、そういうのが見てもはつきりした客観的な条件をとりえて勧告が出されるはずであります。従いまして、かりに法律的な強制がないからというところで、企業がその勧告に従わないで、工場建設が行なわれた場合には、最終的に窮地に陥ると申しますか、困るのはその企業なり工場自体であるという、そういう客観的な条件のときに勧告が出されるものと私どもは思っております。従いまして、法律でかりに罰金を課し、体罰を課すというわけには参りませぬけれども、企業が自分の企業経営を考へる以上は、そこまで突き詰めた勧告である以上は、十分その実質的な効果はおさめ得るのではないかと

いふのが、私どもの判断でございます。○堀委員 そこでその次に参ります。先ほどから少し詰めて伺っておりますが、第九條の二項に該当するであろうと考えられる工業用水関係の問題につきましましては、実はたとえそこに工場を進出させて来年から水が必要、こういうことでありますと非常に簡単にありますけれども、土地造成との関連でスタートをしてそこに工場を建てていく、こういうことになりまして、年度の間に相当将来の問題に關してくることになる。ところが片面工業用水のいろいろな問題については、将来の問題になると、きわめて不確定要因が多々あるというものであります。そこでたとえ昭和四十五年の地点で工業用水の開発が、どの程度になるかという点については、今度は逆に政府側として、今おっしゃるような勧告をするためには相当精密な資料が必要とされてくるのではないかと。その精密なものをもしければ、今おっしゃるようなシビアに言えは勧告はできなくなるわけですから、そういう問題については、これは工業用水の問題ではなくて、建設省との関連も出てくると思ひますが、一体日本の工業用水の今後の計画、そういう見通しについては、大体何年度までならば責任を持った資料を出せるのか、ちょっと承りたいと思ひます。

○松尾政府委員 工業用水の供給が工業用水道で行なわれます場合には、もちろんこれは場合によつて差がございますけれども、非常に早い場合には一年くらいで通水できるようなものも、

まればありますけれども、大てい二年、三年あるいはそれ以上、通水までの工事には時間がかかるのが通常でございます。しかし、工業用水道事業につきましましては、御承知のように工業用水道事業法がございまして、あらかじめこれによる調整を受けておりますので、そういう事業の計画があり、その事業について資金面その他で見通しがつきましましては、当然私どもの方にもその見通しがはつきり把握されております。従いまして、ある地点において、その地区に工業用水道事業の計画をあらわすに、今後何年間、たとえれば今後三年あるいは五年の間に、どれくらい工業用水が供給できるであろうというところは、ある程度はつきり把握ができるわけでありまして、ただ、今御指摘のように、昭和四十五年度というようにずつと将来の問題になります。これは工業用水道事業の計画では、現状ではまだ把握できません。できませぬけれども、しかし、日本の自然条件によりまして、見通しは、水源の相定である程度はつきりでありまして、経済的な価値を無視して非常に遠いところから水を運ぶというところを考へれば別でありまして、そうでない限りは、ある程度見通しがつきまします。ある地区については、工業用水の供給がこれくらいあるだろうということでは、まだ私どものところで非常に遠い将来のことの相定は、地区別に必ずしもはつきりいたしてございませぬけれども、今回の改正案に基づきまして、企業が自分の立地を求めるときの判断の基準となるべき事項を公示するように考へておりますが、その際にも、ある

地区にどの程度の工業用水の供給が、今後十年なら十年の間に可能であろうという程度の相定は、やはりその中で示したい考へております。そういう将来の見通しと、比較的短期のはつきりした把握、両方での法律の運営をした把握、また、この勧告の問題は、おそらく十年後の工場建設計画に対して勧告するといふような場合は、ほとんど想定できないと思ひますから、今把握できる限りで、今後二、三年程度のものであれば、勧告をするだけの客観的な資料は私どもの手元で十分把握でき、そういうふうな考へております。

○堀委員 全般的なことを最初に伺つて、個別の問題に入りたいと思ひますが、今お話しのように、私どもも非常にこの際に問題になると思ひます。建てるというところになりますと、工場建設の期間というものは、長くて一年半ないし二年のうちには完成をし、操業が開始されると思ひます。ところが、新たに土地造成をこれから行なつて、そうしてそこに工場を建てていく。具体的に申しますと、日本石油の西宮港地先の埋め立ての問題でありますけれども、ここでは大体百二十万坪程度の土地造成を日本石油の手によつて行なう、そして、初期計画としては、日本石油の精製工場が約三十五万坪程度のところへ建つた、こういうことであります。大体石油精製に要する淡水工業用水の量と近代化が行なわれておりますから、これは大した問題にはならないであろう。かつて大臣からも算委員会でお

しかし、今の石油精製工場の大体の見通しというものは、精製工場単独では成り立たないというものはもう現在の通説でありますから、当然ここにコンビナートがくっついてくるであろう。そうすると、コンビナートがついてくるのは石油精製工場がある程度でございまして、この西宮の日本石油の問題につきましても、昭和四十六年度以降工業用水を十五万トンほしいというのが、企業側の考え方のようでありまして、そうすると、この十五万トンについては非常に疑義があります。それはなぜ疑義があるかという点、一体この日本石油が考えている石油精製工場なるものは、日産何バレルのものか、実際行なわれるのか、これがまだはっきりわかっておりませんが、言われるところでは、大体三十万バレル程度だということでありまして、こうなると、現在一番大きい工場といわれる出光徳山とほぼ同等のものの三倍のものが建つということになります。そうすると、それに関連するコンビナートというものは相当膨大なものであって、はたしてこのあとのコンビナートを十五万トンの淡水工業用水で動かすことができるのかどうかについては、さっきの動向調査等によつて、もう少しきめのこまかい問題が提起されてこないか、十五万トン自体にも問題があると思ひます。しかし、まずかりに十五万トンとしましても、それが四十六年以降に必要な水であるということになりますればスタートとしてはまず日本石油が土地造成をやる九十日前のところに、実は問題がかかってくるのであって、もしここで土地造成が許されるならば、

これは特定工場の目的によるところの土地造成でありますから、日本石油がここに建つたら、当然これにはコンビナートがくっついてくる。工業用水の需要は昭和四十六年だ、こういうことになりまして、一体勧告というものはこの場合どういふことになるのか。今おっしゃたように二年、三年の問題ならばよいけれども、十年先の問題になるとわからぬという点になると、この法案と今のような取り扱ひ、これは私、たまたま具体的に日本石油の西宮の工場を例に出しているだけであらうと思つて、今後起きてくる問題だらうと思つてあります。土地造成について資金需要というものは、相当膨大な額を要しますから、必ずしも地方自治体、たとえば大阪府市合同でやつていふように、これについても大体一十億円以上の計画になっておるのであつて、私はその資金計画については、きつめてござんるものがあると思ひておられますけれども、ともかくそういうふうな非常に多額の費用を要する土地造成となると、企業が行なう場合が今後は相当に出てくるであらうと思つておると、そういうふうな長期計画との関連で、工業用水の判断をするということをしなればならないやうな段階がもうきておるのではないか、こういうふうにご感ずるわけなんです。そういう場合に、今の法案でいくと、一体取り扱ひはどういふことになるか、伺つておきたいと思ひます。

○松尾政府委員 今お話のございましたように、この改正法案の九条の勧告というふうな事態で予想いたしますのは、いわば緊急事態に対してそれに対する措置をしたいということにならざるを得ないと思ひます。十年後の状態に対してあらかじめ勧告しておくというわけには参りませんけれども、実際問題といたしましては、先ほど申しましたように、工場立地を最終的に判断をする企業の側が、どういふ判断基準で考へたらよいかという基準となるべき事項は、一般に公示をしたいと思います。これはかなり長期的なものになります。これはかなり長期的なものになります。企業といひますが、それはかなりではないと思ひますが、それを一つの目安として、十年なり何年後の自分の立地を、合理的に判断をしてもらうということが、まず先決であります。あとは、そういう形をとつた長期の問題になります。企業が十年後について、あまり大きな誤つた判断をしないように、これは今の法律制度とすれば、行政指導を他で補足していくという以外に方法はなからうと思ひますが、企業も社運を賭して大きな工場建設をやる場合に、おそろくそう軽率なことはいないであらうと思ひますが、一つの立法の前提になつておるわけでありまして、そのような場合は行政指導で補つていくということに相なると思ひます。

○堀委員 そこで、もう少し具体的に伺つておきたいのですが、阪神地区におけるおわかりになる範囲での今の工業用水の供給の見通し、きょうは河川局長もおいでになつておりますから、後段では建設省側としての見解も承りますけれども、通産省側として、淀川を中心とする工業用水に関する、おわかりになつておる範囲の見通しを承りたいと思ひます。

○松尾政府委員 御承知のように、私どもの方の推算では、阪神工業地帯で工業用水として必要とする量は、おそろく六十万トンをこえるであらうといふ推定をいたしております。それに対して、現在までに大阪市の工業用水道ができておりますがさらに尼崎の工業用水道、大阪市の工業用水道、大阪府営の工業用水道、阪神地区に工業用水を供給いたしましたも、そういうものが完成した際でも、おそろくその合計は、これで見ましても概略四十万トン何がし程度の割合にしかならず、足りないと思ひます。工業用水道そのものは、それだけの建設費をかけて、ある程度ペイする見通しがあれば、今後とも計画はできるわけでありまして、その水源の問題という点になります。これはおそろく淀川の開発につきましても、おそろく基本的な開発をやらなければできないであらう、というよりも、もつとさかのぼつて申しますと、最終的にはやはり琵琶湖の開発をやらなければ、阪神地区の工業用水の十分な供給の見通しはないのではないかと申す。現在、現地区に当面工業用水をできるだけの供給しようというところは、ある程度はもちろん可能でありますけれども、これは建設省の判断も同じであると思ひます。最終的にはやはり琵琶湖の開発に手を付けざるを得ないであらうと思ひますが、私どもの判断であります。

○堀委員 建設省にお伺いをいたします。大休建設省でお出しになつておられます淀川水系緊急水利工事の総括としては、昭和四十一年までしか現在出ていないやうであります。この皆さんの方の御計画を見ますと、これなりに昭和四十一年では供給できることになつております。淀川自体でものを考へますと、昭和四十一年における砂二十四トンというものが、大体最高のぎりぎりだと思ひますが、今通産省でお話になっておる琵琶湖開発という問題は、もちろん近畿経済圏で非常に重要な問題になります。この琵琶湖開発は一体どういふプログラムで進めようと思ひますか、その可能性と、スタートする年次、完成年次というのは大体どういふものか、建設省の方で予定があれば一つ承りたいと思ひます。

まして、河道貯留によって応急的な措置をしたい、こういうふうな考えておる状況でございます。

○畑委員 実は今私が取り上げております問題は、非常に長期の問題と関連するものから、そこで長期の問題はまさにおっしゃるようには不確定ですが、希望的観測をすれば水がないわけではない。これは淀川水系の中で八十八トンからあるわけですから、まず長柄可動堰を上げて十トンここから生み出すとか、あるいは横に出しております農地に出ている水を適当に調整して二トンなり五トンなりをそこから出してくるとか、水がないわけではないから、いろいろと有望的観測はあると思ふうのです。しかし、現在の大阪港及び堺港の埋め立てについても、これはいづれも希望的観測の上に水を期待しておるのが現状なんですね。そこらに今後土地造成されるものは、みな希望的観測で水を期待しておるということになると、私は今後相当——今はいいと思います。しかし、さつき私が申し上げたように、水というものは突然でさるものではなく、やはりある程度年度計画で工事して、そして、そうして水の見通しを立てて、さらにこれに並行して工業用水道を布設して、それに対する土地買収なりいろいろな問題が起る——私が工業用水に関心を持っておきますのは、尼崎に在るからでありますけれども、年度計画も、実際状況では工業用水をしくだけでも、うまくいかないという現状があるところへ持ってきて、何か希望的観測が今非常にたくさん出ておるといふことがあって、私は、将来の点ではきわめて困難な状態が起る余地があるのではない

か、こういう不安を持っておるわけですか。なるほど企業自体は自分たちの計算でおやりになるのですからそれはいいとしても、しかし水自体については、今もお話があったように、必ずしも全部が工業用水に使われるわけではない。まず上水道の問題は相当密着に今後人口増加との関係で考えていかなければならない。またもちろん水利権の関係がありますから、農業灌漑用水からは、そのように一方的にこれを取り去るわけにはいかない。しかし工業用水は、工場がここに建ちましたらこれだけ水を下さい、こういうことが出てくるということになると、この問題はきわめて複雑であつて、困難な問題だ。そうしますと、計画局長はきょうおいでにならぬようですから、計画課長にこの関連を聞いておきますが、所得増計画の中で皆さんの方ではこういうことを言われておるわけですね。ベルト地域のうち、四大工業密集地帯の新たな工場集中は、原則として禁止または制限する、こういうふうな書かれておる。そのかわり工業用水その他の追加投資を行なう。この制限または禁止するというのがここに書かれておるのですが、これを書かれた真意といふと、制限についてはいいですか、禁止という表現がここに書いておるのですが、これの出でた経緯を、ちょっと企画庁の方に伺っておきたいと思ひます。

○速報説明員 お答えを申し上げます。これは倍増計画の産業立地小委員会という名前がつけました委員会での検討から出てきたものでございますが、特別に今お尋ねのような禁止という言

葉まで使ったことについて、非常な大議論をして特にこう出てきたといったほどの深い経緯はございません。常識的に四大工業地帯の密集部全部を考慮しておるわけはございません。もちろん、たとえば四大工業地帯と申しましたも、中京地区のようにまだ相当余裕のあるところもあります。それにしても一番まん中の密集部には、あまり集中をしてくることは、長い目で見て工合が悪いのだ、従いまして、できれば禁止までもしたい、しかし、少なくとも新たな流入制限をしない。分散と申しますか、そういうようなこともなかなかなむずかしいのでございますが、最小限度入ってくるのを防ぎたいというほどの意味で使われたのだと、私も私としては考えております。それほど深い経緯はない、かように存じております。

○畑委員 今の話を聞くと、やはりそうしたいという、これも希望的観測程度のこと、しかし言葉の表現としては非常にきつかり、原則としては禁止または制限したいということでありましたから、われわれはこれにけっこうだと思ふのだけれども、書いただけではこういうものを書いた以上、今度は——今の通産省の方は現実の問題について処理をされる立場ですが、やはり相当の長期計画というところになれば、企画庁としてある程度の責任を生じてくるだろうと思ふのですが、企画庁側としては今の、私がここで問題にしておるような十年先の問題、これは所得増計画は十年先なんです、たまたまいろいろな工業状態というものは、今スタートして十年先に問題が発展する

という条件ではどうしてもだめだというところで、これが出てきたのだなれば、この所得増計画なんというものはまさに紙に書いた夢物語にすぎないと思ひますが、それについて企画庁はどうですか。

○速報説明員 お答え申し上げます。ただいまのお尋ねの点でございますが、これは国民所得増計画という計画全体の性格にも若干関係いたすと思ひますが、事務的に作成の経緯的に申し上げますと、やはりこの中の計画に書き上げておられます工業用水の使用量が、このくらいになるだろうというふうな点は、もちろん関係省ともいろいろ連絡して計算いたしました。委員会としてはできる限りの努力をして計算いたしましたわけでありまして、計算そのものはやはりある程度マクロ的な計算でございます。同時に、従いまして阪神地区が具体的にどうなるかといったような、いわゆる積み上げ計算というふうな表現をお使いになりましたが、必ずしもそういう計算ではないかと存じます。ただし、それでは全く計画として意味がないんじゃないかというところでございますが、この点は、私どもといたしております長期経済計画の面から申しますと、十年後の望ましい姿、それに対して必要と思われる政策その他を提案するということも、度でございます。必ずしも年々の実行計画を持っておるといふことでもございませぬ。それはそれなりに意味があると自分らとしては考えております。

もう一つ、行政投資その他でいろいろ投資額を計算しておるんじゃないかと

いう点でございますが、工業用水の点

第一類第九号 商工委員会議録第二十五号 昭和三十六年四月十二日

につきましては全部がいわゆる行政投資ではございません。行政投資のような形で投資額を計算いたしておるわけです。

○堀委員 あまりざさんですから、一つ企画局長官の出席をお願いします。ちょっと河川局の方にお伺いします

が、琵琶湖の問題を調査して、いらっしやるという調査費が組まれておりません。これは私詳しく知らないのですが、一体いつから、どれくらい調査費が組まれておるのか、調査の完了時期の見通しはどうか、そこをちょっと伺いたいと思います。

○山内(一郎)政府委員 ただいま資料は持ち合わせございませんが、二、三年前からたしか調査をやっておると思えます。もちろん本年度もやります

が、先ほど申し上げました補償の関係が非常に複雑にわたりますので、ことし一ぱいで完了するというにはどうもいかならないと思えます。ことしの状況によりまして、さらに調査を続けたいと考えております。

○堀委員 そこで今お話のように補償の問題となりまして、補償というものはある期限を限らないと、たとえば今補償はこれだけだということになりまして、調査をし、いろいろ工事をしても、調査をし、いろいろ工事をしても、これがまた相当先で実際生じてくる、その時期における補償になるわけですから、実際問題として、相当この

点でまた膨張する可能性というものが予想されるわけです。そうすると、すでに二年來調査をやっておられる、本年、昭和三十六年度においてはどうもまだ完了をしない、昭和三十七年度も、これは将来のことですからわからなくならないことになると、裏返し

て言いますと、将来の見通しとして可能はゼロではない。ゼロではないが、できるという点、はっきり詰めた格好として責任を持ってできるということが言い切れない。琵琶湖開発によるこの水資源の利用については、当面建設省としては、高山、宇陀川、青蓮寺ダムによって最終的に秒九トンを生み出すということが、昭和四十一年度においては、これは計画としてはほんとうに期待できるものとして考えられるものと思えますが、大体この淀川緊急水利の中で予想されるものは、秒二十四トン以上については今後はともかく、不確定要因であって、それをもとにしていろいろ問題を提起していくことは、現状においては政府としては保証できない、こういうふうな理解をしてよろしいのですか。

○山内(一郎)政府委員 阪神地区の水の供給源といえますか、それにつきましては先ほどの長柄堰の改造の問題、それから高山、宇陀川、青蓮寺、これは非常に確かな計画で、予定通りできると思えます。ただ琵琶湖が先ほど言われまして、まだまだ不確定のところがある。しかし最近の滋賀県の空気がいいですか、これは私らとしては前よりも好転しつつある、こういう観測をして参っているわけでございます。従って非常に不可能ということよりも、やはり可能性は相当出てきたという状況でございます。

○堀委員 一説によると、補償のためには一千何百億円とか二千億円も要するとか、年間大体百億円くらいの補償がしてほしいとか、こういうことをいろいろ私聞いておるわけですが、現在あなたの方でわかっておる範囲での

補償の問題は、どの程度になっておりますか。

○山内(一郎)政府委員 その金額もはっきりつかんでおりませんが、まず補償の具体的内容といえますか、たとえば水位が下がった場合に漁業関係の減収額はどのようになるか、こういう実態の把握から現在始めておるわけでございます。従ってまだ金額までは出ない、こういう状況でございます。

○堀委員 今のお話では空気が好転している、しかし金額までには発展していかないという。それで空気が好転するという答弁は、いささか恣意的に過ぎると思わうが、一体どういふ点で好転しておるのですか。具体的に聞かせ願いたい。

○山内(一郎)政府委員 従来は滋賀県としては絶対反対という状況でございましたが、最近琵琶湖の協議会——滋賀、京都、大阪、兵庫、あるいは大阪市、京都市も入りますが、そういう協議会におきまして、琵琶湖の開発はどういうふうにしよるかという計画の一端といえますか、そういう話に入ってきたという段階でございまして、従来はそれにも参加はされなかったのではなにかというふうな私たちが考えておりました、そういうふうなことでやや好転しているのじゃないか、こういうふうにご考へます。

○堀委員 それでわかりました。やや好転というの絶対反対だったものが、多少考えようという条件闘争に変わった。しかし今度は条件自体が非常に問題なので、その条件についてまだはっきりきまっていないということになると、具体的な計画をするための資料としては不十分である。工場をこれ

から建設をして昭和四十五年度に十五万トンの工業用水を工業用水道によって供給をするという計画を、今この地点で立てることにたいしては政府側としては保証が立たない、そういうふうには理解せざるを得ないと思えますけれども、この十五万トンは、今の地点でしかわれわれはものを判断することができませんから、少し無理であるとか、まあ可能性があるとか、こういう程度のお答えしかできないと思えますが、昭和四十五年度において、この十五万トンの工業用水というものは、淀川の緊急水利工事の中に入っておりますから、これは新たに持つてこなければならぬ要素になると思えますので、これについては通産省の方でもけつこうですからお答えいただきたいと思います。

○松尾政府委員 現在の堺地区の工場建設のための水という問題になりますと、一応昭和四十一年度くらいまでのところを目安にしておけば、当面の水の問題の目安はつくわけでありまして、その辺までのお話は先ほど河川局長からもお話がございましたような三つの多目的ダムの建設をやる、あるいは淀川の浄化用水の一部をさくというような形で、あまり大きな建設計画にならない限りは、一応つじつまは合っていくであろうというのが私どもの想定でございます。ただそれ以上の問題になりまして、現状ではまだはっきりとした見通しをつけて申し上げるような段階にはなっていないというのが実情でございます。

○堀委員 そこで、今おっしゃるように四十年までは、皆さんの方で計画をお出しになっておりますから私もわ

かります。しかしこの四十一年までについても、実は私は少し問題があると思う。途中の経過の中で、少し供給量よりも需要量が伸びておるところが——これは大阪府の方が出してあります要望量総括表で見ますと、少しギャップのあるところがある。これはダム建設の関係あるいは農業用水転換という部分が、年次別に見ますと昭和三十八年に二トン、三十九年に五トンというふうな機械的に書かれておるわけですが、はたしてこれができるかどうか、農業用水の問題は相当に今後話し合いをしていかないとつくかどうかかわからない不確定要因だと私は理解するわけですから、昭和三十八年には十トンしかできないということには、それ以後の三十九年も十トンしかできないということになります。片方で見ると三十八年には十三トン、三十九年には二十トンくらいはとも必要の方はということ、こちらあたりで、すでに相当大きなギャップが生じてくるのではないかと感じが出てくるわけですから、そのことはさておきまして、今この法案との関連で見ますと、さっきの行政指導をなさる場合には十五万トンの水の見通しが立つ時期、それがはっきり出るか出ないかというところがある時期が将来あると思

います。琵琶湖開発の関係でいろいろと検討が進められて、これが正式な計画として琵琶湖開発計画というものができて、年度別の給水状態なり工事との関連で、昭和何何年度には大体何トンの水が——二十トンくらいは出てくるでしょう。そう言った場合には、その地点においては十五万トンの工業用水

から建設をして昭和四十五年度に十五万トンの工業用水を工業用水道によって供給をするという計画を、今この地点で立てることにたいしては政府側としては保証が立たない、そういうふうには理解せざるを得ないと思えますけれども、この十五万トンは、今の地点でしかわれわれはものを判断することができませんから、少し無理であるとか、まあ可能性があるとか、こういう程度のお答えしかできないと思えますが、昭和四十五年度において、この十五万トンの工業用水というものは、淀川の緊急水利工事の中に入っておりますから、これは新たに持つてこなければならぬ要素になると思えますので、これについては通産省の方でもけつこうですからお答えいただきたいと思います。

○堀委員 今のお話では空気が好転している、しかし金額までには発展していかないという。それで空気が好転するという答弁は、いささか恣意的に過ぎると思わうが、一体どういふ点で好転しておるのですか。具体的に聞かせ願いたい。

○山内(一郎)政府委員 従来は滋賀県としては絶対反対という状況でございましたが、最近琵琶湖の協議会——滋賀、京都、大阪、兵庫、あるいは大阪市、京都市も入りますが、そういう協議会におきまして、琵琶湖の開発はどういうふうにしよるかという計画の一端といえますか、そういう話に入ってきたという段階でございまして、従来はそれにも参加はされなかったのではなにかというふうな私たちが考えておりました、そういうふうなことでやや好転しているのじゃないか、こういうふうにご考へます。

○堀委員 それでわかりました。やや好転というの絶対反対だったものが、多少考えようという条件闘争に変わった。しかし今度は条件自体が非常に問題なので、その条件についてまだはっきりきまっていないということになると、具体的な計画をするための資料としては不十分である。工場をこれ

も可能であるということを逆算していきますと、この問題は少なくともそういう見通しが立つまでは、行政指導によって、そういう土地造成は、今後の全体の関連において少し控えるべきではないか。特に私がそれを取り上げておられますのは、地盤沈下という問題に対する政府側の見解が率直に言いますと少し甘いという感じがするからであります。今尼崎は工業用水六万トン供給をすることにいたしました。そこで一番沈下の激しかった西部地帯は、大体年間十八センチくらい沈下しております。したがって、六、七センチくらいこのままで少し沈下は少なくなりました。が、中央部においては、昭和三十五年でも依然として十八センチ下がっている。中央部は皆さん一回ごらいただけばかりですが、運河のような格好で土地はコンクリートの壁によって支えられておる。大体水面一メートル以上に水がきておるといのが中央部の実態です。それが毎年十八センチずつ下がりますというのが現状なんです。大阪市におきましても最近の地盤沈下は非常に著しく、私は大阪大学の卒業生であります、われわれの卒業した昭和十六年に、堂島川の水位というものは、その川の横に踏み段のようなものがありまして、そこから魚釣りをすることができたという状態、これは二十年前のことです。今はそれよりはるかに上になって、大体一メートル五十センチくらいは全体として沈下をしておる。それはマクロで見ただけですが、最近大学に行ってみると、そういう沈下をしておる。新規の工業用水の問題の前に、すみやかに代替工業用水を補給しなければ、地盤沈下と

いうものは、一般に皆さんが考えられておる以上に実は深刻な問題です。これによって失なうところの国の経済的な損失というものは莫大なものだと思いますけれども、それが不十分な状態で置かれていて、ややもすると今問題、新規の方に焦点がかりつつあるという段階にきておる。実は私に言わせれば、工業用水問題については、地盤沈下の著しい地帯では新規の問題よりも、尼崎が今やっておりますような代替工業水の段階に現在あるときに、土地造成によってどんどん新規需要が今生まれつつあるということは、工業用水の点から見ると、問題がある時期だと思ふ。そこで新規需要の問題と、代替工業用水との優先度の問題、これを通産省は一体どういふふうを考えておられるかをちょっと承りたい。

○松尾政府委員 御指摘のように、地盤沈下地帯に対する対策は、非常に緊急度の高い問題でございますので、代替工業用水の問題は、工業用水を供給する政策的な問題としては、もちろん非常に緊要度の高いものでございまして。ただ問題は、その際にそれではそういう代替用水を供給するようないわゆる既成工業地帯に水を補ってやることだけに重点を置き過ぎて、その点にあまり終始をいたしておりまして、何と申しますか、過度集中を考えないとはいいなから、片方どういふ地帯に新しい工業地帯を求めたいのかという誘導策については、やはり欠くるところがある結果になって参りますので、優先度をどちらというところは、これはむしろ具体的場合でしか判断はできないと思ひますけれども、片方に、やはり新しい工業地帯にも水の供給のことは考えてやらなければならぬ。しかし緊急度という、火急の問題どいたしますれば、当然地盤沈下の問題が最も火急な問題であろうというふうに考えております。

○堀委員 もちろん全体で見ればそういうことだと思ひますが、阪神地帯で見ますと、今回の新たに埋立てて五万トン要するという工業用水の問題と、すでに沈下を起しておられます地帯に対する代替工業水とは、比較にならないと思うのです。片方はやめれば済むことだし、片方はやめるわけにいかない。ほっとけばどんどん沈下するんですから、これは緊急度に非常に差があるということですね。そういうことを見ますと、大阪の府市合同、大阪市営の工業用水にしても、現状からいって私はまだこれでは不十分じゃないかと思つておるのです。堺南港、大阪港に新規の工業用水が必要なんです。もちろん必要ですが、限られたシニアの中で分けていくというときには、多少代替の方に比重をかけるくらいにやらないかというには、これは国の損失としては非常に問題が生じてくるんじゃないか、こういうふうな考えますから、その点について今伺つたわけですが、そこで、さつきちょっと触れましたように、皆さんの方では、順位としても代替工業水の方が優先するんだというふうなことで、少なくとも昭和四十二年度までは新たな十五万トンの工業用水については見通しが無いというところは、はっきり言えるわけですね。はっきり言えるとなれば、この今の西宮の問題については少なくとも、この法律そのものの勧告ができるかどうかは別として、行政指導によって、

見通しの立つまでは待つべきであるというの、私は常識的な判断だと思つておられますが、これは大臣一つ、政治的な問題も入りますからお答えをいたしたいと思ひます。先般予算委員会で何つておられますが、その点の大臣の御見解を……

○権内國務大臣 だんだんの御検討によつて明らかにならぬ、地盤沈下の対策がより緊急でございますから、あの地帯としては新しい用地造成をして莫大な水を供給しなければならぬというふうな状況は、かなり慎重に考慮すべきものである、こう考えています。

○堀委員 具体的には、実はこの西宮市の問題を少し調べてみたのでございまして、市の方は非常に誘致を急いでおられるような点が見受けられるのであります。それはなぜかと申しますと、そういう工業用水の問題が非常に出て参りまして以来、あるいは市内にある北山というところにダムを建設して、日量二万トンの工業用水の供給がしたいというふうなことで、いろいろと市のニーズその他、あるいは社会党の支部が出した公開質問状に対する答弁等、あらゆる公的な場面において、その二万トンの工業用水を北山ダムで使うことができる。あるいはこの前もちょっと触れましたけれども、武庫川ダムというのを建設して、四十万トンの工業用水がここからとれる。これは何か阪神地区水資源開発協議会とかいふものがあつて、概算の検討をしてみると、この工業用水はトン当たり四十円ないし七十円かかるというふうなことがすでに出ておるようでありまして、こういうふうなトン当たり四十円も七十円もするような工業用水が、

ういうように思われたいです。そこで一つ一つ伺っていききたいのであります。北山ダム建設については、すでに通産省の方に、何か申し出がしてあるように、新聞その他には出ておりますが、本省側としては、これについては何か御存じでしょうか。

○松尾政府委員 西宮市の当局では水の問題は何とかするということなことを言っておられるようなことは伺っております。しかし西宮の周辺で、今御指摘のような幾つかのダムの建設で、どの程度工業用水の確保の見通しがあるかというところは、私もまだ十分には聞いておりません。私どもの方では、おそらく西宮市内の問題で水の問題が片づくとは思いませんので、少なくとも県単位で、もう少し広い視野で水の問題はどの程度の見通しがつくのか、その辺の検討から始めるべきであるというふうな考えはありますが、今御指摘の北山ダムの問題が、具体的な話が参って参りますかどうか、私まだ十分に承知いたしておりません。

○堀委員 実は私、その問題がちょっと気になりましたので、出て参りますときに大阪通産局に聞いてみましたところ、何か調査資料が不十分のために、何かに調査をするようにということ、市の方には申し上げておる。降雨量その他については、近くの六甲山のかなり離れたところの降雨量等が推定されておるので、さらに詳しい資料を要求したということでありました。かと思はれますが、ただここで申し上げておきたいのは、やはり工業用水のような――上水道のような水の場合には

別でございしますが、工業用水のようなものを供給しますときに、日量二万トンのダムを作ったりするということのような考え方は、私は常識的でないと思っております。これは私が申し上げるまでもなく、通産省もそのようにお考えだと思っております。この日量二万トンの北山ダムもそうであり、淀川からの緊急水利で三万トン、地盤沈下しているから、引かしてくれという申出があるようですが、一体日量三万トンの工業用水を引いてどのくらいのコストとなるのか、引き合いかどうか。尼崎へ、御承知のように最初の計画が二十万トンで、次に十一万四千トン引くということになっておりましたが、工業用水道というのは少なくとも相当距離にわたって施設をするのに、日量三万トン程度の水で引き合いかどうか。工業用水道の価格の問題との関連、そしてまた通産省としても、あるいは企画庁でもそうでしょうか、そういうような場当たり的な工業用水の要請があっても、私はこういうようなものを、全体の今の大きな計画の中で見れば、取り上げるに足らないと思っておりますが、通産省の御見解はいかがですか。

○松尾政府委員 工業用水は、その使う方の企業の立場で、経済的な限度があることは当然でございします。通産省としては、その点にも一つの政策的な大きな重点を置いて考えておるわけでありまして、水の量の問題と質の問題が常にかんがんでくるわけでありまして、今御指摘になりました点は、もつと検討しなければいけないことであるのかもしれないが、常識的に考えて、非常に考えにくいような問題であるように思っています。現在、今申しましたよ

うな工業用水の価格の問題を考えたとして、企業の側が使い得るようなところまで特定の地区につきましても補助金で補っておられますけれども、これにもやはりおのずから限度があるわけでありまして、公共投資につきましても補助金で補うとはいって、おのずから限界がある問題でありますから、具体的な計画につきましても、かりにそのような申し出がございすれば、今申しましたような点を十分考慮した上でないと、ここでは何とも申し上げようがないのではないかと存じます。

○堀委員 非常に速回しのお答えなんです。私もうちょっととどまればらんに伺っておきたいのです。今この三万トンを大阪府へ持つてこられたのは、現在地盤沈下をしておることに気がついた、そこで四万五千トンの工業用水を井戸水でくみ上げておるから、その代替として北山ダムの二万トンと、淀川の三万トンで地盤沈下を食い止めたのだということが、その理由のようには大阪府の関係から私には聞いておるわけです。そうしますと、今のはまさにその限りにおいては代替用水なんですね。工業用水としての代替用水ということになるわけですが、それにしても非常に地方自治体の計画として場当たり過ぎる。それは私の感じでは日本の石油の問題が非常に発展したために、地盤沈下の問題等も明らかになりました。そこでやはり工業用水について市民に何らかの安心感を与えたいというふうな非常に目前の問題との関係で、私はこういう問題が提起されておる感じがしてならないのであります。そこで通産省としては、当然工業用水については責任のおありの立場でもあり

ますから、この点についてはもう少し本質的な問題としての行政指導ですね。もし工業用水道がほんとうに必要なら、やはりそれは十萬トンなら十萬トンのものを私はしくべきだと思っております。そうしてそういう小さな市内のダムを作るといふようなことをやめて、やはり資金を一本化して効率的に使うということになれば、これは地方の行政投資にしても、元を返せばやはり国が工業用水については負担をしなければならぬ問題でありますから、適切な指導がされてこなければならぬと思っております。その点についてはこのような取り扱いは――北山ダムの二万トン、これは今後いろいろと計画をされるでしょうけれども、市当局は二年か三年のうちにはこれを作り出す、この中には国有林や市有地がおもであって、補償も大したことはないのだという非常に一方的なことがほとんど流されておるわけですね。私はこの段階として公のニュースにあまりに不確定なことを流されることについては、いささか穏当を欠くという感じがしておるのでありますけれども、政治的な配慮か何かでこういうことが公然と行なわれておる。しかし私どもは、少なくとも行政が今後は相当科学的な判断の上で立たなければ、思いつきによつてもかくあれをやりこれをやりというふうなことが行なわれたのでは、これは市民としても国民としてもたまらない、こういう判断に立ちますので、北山ダムのような問題、それから三万トンの工業用水道の問題については、当面そのような問題をお考えのべき段階ではない。少なくとも今後のいろいろ

案して、長期の計画ということで組み直されるべきではないかと私は判断をしております。通産省の方では、もう少しその点はつきり一つお答えを願いたいと思っております。

○松尾政府委員 この問題についての考え方の基本は、今御指摘の通りであると思っております。ただ御指摘になっております点で、非常に具体的な問題でございしますので、私の立場上、もう少し具体的な問題についての十分な検討をした上でないと申し上げかねる立場にあることを御了承願いたいと存じます。

○堀委員 もちろんよくわかります。具体的な問題のときに、御調査をなさってない判断できないことは、私も立場上わかりませんが、ここで伺っておきたいのは、こういうダムが工事用水を供給するという目的で作られるという場合には、ルールとしてはおそれなく、これは起債で行なうということをして市の方は言っておりますから、その起債の取り扱いは、自治省に対して起債の要求をするだろうと思っております。しかしそれについては補助金か何かが出るようになるのですか。何か通産省としてこの問題については相当関係がございすると思っておりますが、そういう具体的な問題が出てきた場合には、考え方としては、今のよう

な小さな、一萬トンでいくのかどうかからない、二萬トン推定しても、はたして二萬トン供給できるかどうかかわることが適当かどうかということについては、あまりむだな投資が行なわれることのないような指導をしていただかないと困るのじゃないか。起債その

案して、長期の計画ということで組み直されるべきではないかと私は判断をしております。通産省の方では、もう少しその点はつきり一つお答えを願いたいと思っております。

他に結局関連してくると思うのです。そこをちょっと伺っておきたいと思ひます。

○松尾政府委員 工業用水道の建設の場合には、原則としては起債ベースで採算をとるのが建前でございます。もちろん、そういう計画その他につきましても現在、先ほど申しました工業用水道事業法に基づきまして計画その他の調整をやる。調整をした上で自治省に對しまして起債のワケを私どもの方から要請をするという手続をとりま

るので、そういう場合に、今お話しのあるりましたような計画が出て参りますれば、当然検討をしなければならぬ立場にあると思ひます。ただ起債ベースで企業の使ひ得る水の値段にならない場合、しかもそういう水道事業をやらなければならぬような場合に、初めて補助金の問題が出て参りますが、これも調整をした上で大蔵省に補助金要求をいたします。いずれにいたしましても、そういう過程で、検討いたします

際には、今御指摘のありましたような、その水の必要性、経済性、また工業用水道をします際の、いわゆる公共投資の経済性、そういう点も十分に、これは技術的な面もあわせて検討した上でないと、軽率に判断するつもりはございません。御指摘の通りであると思ひます。

○堀委員 そこでもう一つ、今武庫川ダムにちょっと触れたのであります。一説によると、会社側としては相当高価な工業用水であつてもいいのだというふうな発言を、いろいろな懇談の中でされておるようであります。皆さん方の常識として、今後の石油産業、関連産業等の関係で、一体トシ

たりどのくらいが望ましい工業用水の価格であるか、これは今後のことになりませんが、一応の目安をお持ちになつておると思ひますので、それを一つ伺いたいと思ひます。

○松尾政府委員 御承知のように。現在日本で使用しております工業用水の平均価格といひますか、淡水の平均価格は二円何がしでございます。現在私どもの方で工業用水道事業による供給の価格の検討をいたします際には、おおむね五円以下という見当をつけております。(四円じゃないのか。法律で四円だろ)とつぶやきがある。これは経済的に絶対に何円何十銭でなければならぬというものでは、必ずしもないかと思ひますけれども、おおむね五円以上は水を工業用水として使うという

ことは、私どもは経済的には非常に企業の負担を増すことであると思ひます。従ひまして、現在ではいわゆる企業の過度集中をしておるような地域につきましては、若干五円を上回ることはやむを得ないかもしれない。しかし、通常工業立地を求めるときには、大体四円以下の水を供給することが経済的な原則であるという判断をいたしております。補助金の計算等の際には、おおむねその辺を基準にいたしております。ただ地盤沈下のような地域を考へてみますと、かりに補助金で補つてみましても五円以下にならないから、もうこれはだめだというわけにはいかない場合がございます。そういう場合には五円を若干上回ることも、あるいはやむを得ないかもしれないけれども、その際には補助率等については、できるだけ援助の程度を高いよう

に考へて参りたいというのが、私ども

の基本的な考へでございます。

○堀委員 これまで私は水の量の問題だけでお話を進めてきたわけですが、水の価格の問題がまた次に問題になつてくるというのを、ここで申し上げていかなければならないと思ひます。それは工業立地の指導をされる場合には、当然今お話しのように、諸般の情勢を勘案してみてもそれがトシ当たり相当高つく。代替用水であれば、現実の問題として起きておることだから、これは高つくても仕方がありませんが、新設の場合については、今の西宮に限りませんが、勧告その他をされる場合の一つの条件として、水の量もありませんが、同時に水の価格についても、この程度以上を上回るような水はその土地造成によつて供給しなければならぬ、水の価格が上がるということ自体、もうすでに水の量がないということになつてくるわけでありませうか。量的な問題と同時に價格的な問題においても、今のような形で、ある一つの線を新規については引いていくという考へ方を、われわれはその通りに了承してよろしいのでしょうか。

○松尾政府委員 工業用水の價格を考へますと、当然そういうことに考へざるを得ないと思ひます。

○堀委員 水の問題については大よそ明らかになつたと思ひます。要約をいたしますと、現在の状態では、西宮で市が要望しておられる十五万トンの工業用水、それは昭和四十六年以降であつたにしても、それが供給できるかどうかは全く見通しが無い、希望的観測ならざるであつたといふことも言ひ得るでしょうが、今後これを發展させていくという立場に立つならば價格的

に見通しが無いということになると私は思ふのであります。琵琶湖開発についても可能性はあるけれども、絶対反対が少し変わってきたという段階で、補償その他の具体的な条件についてはまだ調査すらも確定をしていないといふこともはっきりしてきてしまつた。これは県の方が調査をして、今後の問題として考へてくる問題だと思ひますが、企画庁長官は何か御都合が悪いところで御出席がいただけませんけれども、所得増計画との関連からいっても、過度集中の問題にひつかかるのではないかと、さらに詳しい調査が行なわれて、政府側においてこの十五万トンの工業用水の見通しが立つ時期——それはこまかく二年とか三年とかいふふうな表現は、私は無理かと思ひますから、少なくとも数年はかかるという判断をしますが、通産省の考へはいかがですか。

○松尾政府委員 御指摘のように、数年あるいは相当期間かかると思ひます。ただ実際の場合には当面必要な部分については、そのつどその必要な部分の具体化はできるだけやつてもらわなければならぬと思ひますけれども、やはり相当期間必要とするであろうと思ひます。

○堀委員 次に、この問題との関連でございしますが、これはちょっと所管が違つたかもしれませんが、実は阪神間に大防潮堤を作つて、そこに必要な土地造成をやるというプランが出て、調査費がすでに二千万円計上されておるというふうな聞いておるのであります。これについて、大防潮堤ができるのなら、今後の工業立地の問題から、結

果としてその内側を全部埋め立てたいということになつてくるのではないかと考へておるのですが、今ですら堺、大阪港の埋め立て等についても問題があるという段階だと思つて、さらにその外側に大防潮堤を作つて内側をずつと埋め立てるなどということになると、これは今の政府の過度集中を排除したいという考へと相反するのではないかと考へておるのです。この点は工業立地の角度から見れば一体いかがですか。

○権名國務大臣 大防潮堤を作つて、道路が非常に行き詰まつておられますら、阪神間の高速自動車道路にするというふうな計画は、私は非公式には聞いたことがございます。これに関連して、内側を工場地帯にするかどうかといったような点は、不幸にしてその機会に聞いておりません。もし御指摘のようになつておると、これは工業用水の面からいっても非常に大きな難関に逢着するのではないかと考へております。

○加藤(清)委員 私は、ただいま同僚堀委員の質問に対する松尾局長の答弁に疑義がありますので、その点に関連して質問をしたいと存じます。工業用水の價格の点を、もう一度はつきりとお考へ願ひたいと存じます。

○松尾政府委員 先ほど申しましたように、工業用水の價格は、どの程度まで使えるかという点は、これは別段法律でどうこうという問題ではございせんけれども、工業用水道事業に對して国が補助をいたします際の子定料金に、ある程度の限界があるという形で現在扱つておるわけでありませう。先ほど申しました四大工業地帯について

九

第一類第九号 商工委員会議録第二十五号 昭和三十六年四月十二日

は、従来四円までということを一つの目安にして補助金を出して参りましたけれども、最近だんだん補助事業が増えて参つておられます、またそういう既成工業地帯について、水の供給を国の補助金で補つてやるというようなことで参りまして、その値段がいつまでも四円以上は絶対にいけないということとでぐざげにされた形で補助を続け、しかもその水を当てにして、さらに工場がそこに行きたがるのでは困るじゃないかという議論が一部に相当出て参りまして、その意味から既成工業地帯に限つて、補助金を出す場合について、若干そこは考えてもいゝんではな

いだらうかということで、今回三十六年度予算から、補助金の計算上若干四円以上の場合もやむを得ないという考え方を取り入れて参りました。しかしそれはいわゆる既成工業地帯に限つての話でございます、それ以外の地域は補助率その他も従来通り据え置くとしうりやうな経過をたどつておられます。

○加藤(清)委員 この点は通産省の基本的な観念をはつきりしておいてもらねと困る。と申しますのは、たゞいまの考え方が通産省のほんとうの考え方なのか、あるいは大蔵省に押し切られて負けたのでそういう考え方になったのか、この点を一つはつきりしてもらいたい。と申しますのは、すでに同じ水路から一つは農業用水に、一つは飲料用水に、一つは工業用水に分けられるといわゆる多目的なダム、多目的な水路の造成が今後は一そ

う激しくなるのではないかと思われま

す。そのつどいつも受益者側でいわれますことは、工業用水が四円で飲料用水が四円、農業用水の受益者負担が反当四万円以上ということにはけしからぬではないか、こういう意見がはうはいと起こつておる矢先なんです。しかし工業用水法の立法の精神からいけば、当然のことながら四円、五十円の水ではとうていまかない切れるものではないと思います。かりに製鉄業にいたしまして、あるいは石油化学にいたしまして、あるいは四円の水というものは国内と比較すれば安いかもしれませんけれども、諸外国の工業用水の占めるコストから比較いたしましたらみまると、これは必ずしも安いとはいえないわけなんです。しかもおそ工業用水を必要とするところの産業は、ほとんど基幹産業でこれの及ぼす影響は大きい。もし五円、六円という工業用水を使つて輸市場場において、日本の鉄関係あるいは石油化学関係のものが、市場競争をはたしてできるといふのは、ますます輸出市場において難航しなければならぬし、内地の消費諸物価のコストを上上げる原因を作ることになるわけなんです。従つて私どもは先般愛知用水の問題が審議されて、そこから工業用水を引くという問題が行なわれたとき、すなわち愛知用水の工業用水化第一期工事、このときにも四円以上は相

ならぬ、四円以上になる場合は政府においでこれ補助するということを、時の通産大臣ははつきりと言明して

るわけでは、ある程度はやはり上げざるを得ないだろう。こういう判断に到達したわけでありま

す。四大地区については、ある程度はやはり上げざるを得ないだろう。こういう判断に到達したわけでありま

す。四大地区については、ある程度はやはり上げざるを得ないだろう。こういう判断に到達したわけでありま

す。四大地区については、ある程度はやはり上げざるを得ないだろう。こういう判断に到達したわけでありま

す。四大地区については、ある程度はやはり上げざるを得ないだろう。こういう判断に到達したわけでありま

す。四大地区については、ある程度はやはり上げざるを得ないだろう。こういう判断に到達したわけでありま

す。四大地区については、ある程度はやはり上げざるを得ないだろう。こういう判断に到達したわけでありま

す。四大地区については、ある程度はやはり上げざるを得ないだろう。こういう判断に到達したわけでありま

す。四大地区については、ある程度はやはり上げざるを得ないだろう。こういう判断に到達したわけでありま

す。四大地区については、ある程度はやはり上げざるを得ないだろう。こういう判断に到達したわけでありま

す。四大地区については、ある程度はやはり上げざるを得ないだろう。こういう判断に到達したわけでありま

す。四大地区については、ある程度はやはり上げざるを得ないだろう。こういう判断に到達したわけでありま

す。四大地区については、ある程度はやはり上げざるを得ないだろう。こういう判断に到達したわけでありま

す。四大地区については、ある程度はやはり上げざるを得ないだろう。こういう判断に到達したわけでありま

す。四大地区については、ある程度はやはり上げざるを得ないだろう。こういう判断に到達したわけでありま

てのこれに関する担当係官の意見が統一されておるのでございますか。大臣にお伺いしたい。

○推名國務大臣 今局長から申し上げました通りの経過でございます。その予算折衝の報告を受けまして、これはあなたのおっしゃる通りに、無制限に上がるという事は、もちろん誠に戒心してかからなければなりませんけれども、これを多少上回る程度のことにはやむを得ないという判断を、私が与えた次第でございます。

○加藤(清)委員 私は、これでこの質問は、これ以上は留保したいと思っておりますけれども、問題は、事重大でございます。工業用水の値段が、四円のもので五円になる、二割余も上がるといふことは、重大なことなんです。

そこで、いずれ日にちと時間をあらためて、ゆつくりと御質問をしたいと思っておりますが、御意見を承りたいと思っておりますが、委員長に一つお願いしたいことでございます。けれども、この問題は、ひとり商工委員会だけの問題ではございません。きょうも建設省からも来ていらっしゃるようでございますが、先ほども申し上げましたように、ただいま、工業用水、農業用水、飲料用水を兼ねた愛知用水公団法の一部修正案が農林委員会に出しております。また治水公団法あるいは利水公団法がやがて提出されるであろうと予想されているのでございます。等々を勘案いたしまして、これはぜひ、少なくとも農林委員会と合同の審査をしなければできない問題ではないか、つまりこの利水の問題にいたしましては治水の問題にいたしまして、水利権が必ずしも通産省にあるとは考えられ

ない。通産省が予定するところの必要工業用水量は、やがて他の水利権等々の折衝を余儀なくされる運命にあるわけです。従ってほんとうに円満に工業用水を工場に導くには、他の所管大臣、他の委員会とも円満な交渉をしなければ、それこそ絵に描いたもちに終わるではないかと懸念されるわけでございます。従ってぜひ、ほんとうに近い将来において、近々のうちに合同委員会を持たれるよう、委員長の方において善処されたいと思うわけでございます。それを希望して、あとの質問は留保いたします。

○松平委員 今の加藤君の発言は非常に重大だろと思うのですが、今、愛知用水の關係についての質問であったわけですが、そこで、実は、豊川という川に於いて、新たに予算をつけて改修工事を行なうという矢先になっておるわけでありまして、これは農林委員会に法案が出ております。これは今日の法案とは間接に關係があるわけなんです。これはこれ、それはそれといたしまして、やはりあらためて農林委員会との間に、工業用水、こういう問題について、愛知用水との關係において、そういう意味の合同審査というものを、この委員会、後刻理事会等を開いて相談をしてみたらどうか、こういうふうには私に思っております。従ってこの法案についての合同審査ではなくて、愛知用水公団についての合同審査をやりたい、こういうふうな考へておきますので、その点を補足いたします。

○堀委員 だいたいがあつちこつちなつたのですけれども、もう一回、あつたのは琵琶湖開発で三トンできる、こ

のですが、今お手元にこの表をお持ちになってないだらうと思うので、あれですけれども、皆さんの方で、三十六年三月七日にお出しになった「淀川水系緊急水利給付」を見ますと、需給計画のその他の項に、「農業用水転換、琵琶湖開発等」という項目があります。年次別内訳として、その農業用水転換、琵琶湖開発等というのが、昭和三十八年二トン、三十九年五トン、これはさつき私触れたわけでございますが、「琵琶湖開発等」とここに書かれておることが、その二トン、五トンにどういふ關係があるのか、ちょっと承っております。

○山内(一郎)政府委員 この資料を作るときに、いろいろ關係の方面と打ち合わせしたのでございますが、琵琶湖の開発ももしできるとすれば、一度に全部ということではなくて、年次別に多少でもとれるということも考えられます。ただ農業用水転換が全部で四トンかあるいは五トンでできるという、これは大阪府のいろいろな調査に基づいておられますが、そういうこともかみ合わせまして、琵琶湖だけ出れば出る、出なくても四、五トンの範囲でございまして、農業用水の転換でできるんじゃないかというふうな意味で一緒にいたしました。こういう数字を掲げたということでございます。

○堀委員 そこで三十八年が二トンの、三十九年、四十年、四十一年は五トンになっていくわけですが、その二トンと五トンにしたゆえんは、何か理由があるだらうと思うのです。最初の二トンというのは、農業用水転換の部分だけが二トンで、あと五トンになったのは琵琶湖開発で三トンできる、こ

ういう予想なのか、二トンと五トンにした理由はどういふところにあるのでしょうか。

○山内(一郎)政府委員 農業用水の転換で、たしか五トン程度できるというふうに大阪府で調査されておりますが、それも五トンこの年次でできるかどうかという事は、ちょっとわからないのであります。だから、先ほど申し上げましたように、三トンというものは琵琶湖の分でははつきりいたしております。両方で努力をいたしましてこの年次に合わせるようにしたい、農業転換だけやっても五トンはできる、こういう意味でございます。

○堀委員 この需給計画の中では、これは私は相当緻密な計画だという判断をしたのですが、この中で確実なのは長柄可動堰を上げて十トン、これは私には大体可能だと思つておる。この十トンと、それから多目的ダムの高山川、宇陀川、青蓮寺川の五トン、九トン、これは実際皆さん工事にかかっておいでになるでしょうから、確実だと思つておる。あとの二トン、五トンの分については、今後の問題との関連で、必ずしもこの計画通りいくといった保証は、今ちょっとない。そういう努力を続けられておつて、こういう目標で処理をしていきたい、こういう比較的不確定要因だというふうに見てよろしいわけでしょうか。

○山内(一郎)政府委員 ダムと浄化用水に比較して、工業用水転換というのは多少差はあるとは思つておるけれども、私の方が直接調査をしたのではございませんので、ただ大阪府としては自信がある、こういうことでこの計画を作つたわけでありませぬ。

○堀委員 そうするとこの計画に、実はさつき私が触れました西宮の三万トンというのはいらぬわけなんです。これは計画はおそらく毎年お変へになるのだと思つておる。建設省の方で見ると、今私が見たところでは二トン、五トンがもしうまくいかなければとすると、大体昭和三十八年あたりから一・一トンのくらい足りなくなる。三十九年には三・七トンのくらい足りない、四十年にはダムができてさらには二・五トンのくらい足りない。四十一年には三トンのくらい足りない。これは全部でさつきなつた場合ですが、そういうことで現状の需給計画で一ぱいだということになると、皆さんの方のこの計画の中には三万トン入れるのは、現状としては、これは工業用水道の通産省の側でなく、水利側の問題として見ても、ちょっと困難だと思つておる。河川局の見解はどうでしょうか。

○山内(一郎)政府委員 これを考へましたときは、需要の方として西宮は入つてないのでございませぬので、これ以上というのはいらぬと無理じゃないかと思つておる。

○堀委員 石油課長が見えておると思つておるから、ちょっと今度は、今の出されておる日本石油の問題について、あなたの方で御存じの範囲を一つ伺いたいのでありますが、一体ここに予定されておる日本石油の工場の規模というものは、どのくらいを予想しておるのか、おわかりになっていれば承りたいと思つておる。

○古沢説明員 お答えいたします。ただいま御指摘の日本石油の西宮の問題でございますが、実はわれわれ公式には会社から聞いておりませぬ。ただ

非公式にいろいろ聞いておられますのは、大体四十一年から四十五年度の間に十万バレルというふう聞いておられます。実はきょう出がけにもいろいろ聞いて参ったのでありますが、これは企業局の方からいろいろ話がありまして私が聞いておきますのは、会社側としては、工業水の問題とかその他いろいろ地元の灘地区の酒屋さんというふうな関係の反対の問題もございまして、まだ現在のところは単なる候補地の一つとして考えておるところで、別に名古屋とかその他の方にも、これが不適当ならばということで土地を物色しておる、あるいは場合によっては精油所を作らないで、タンクといいますが、単なる油槽所といいますが、そういうものにとどめたいという話も聞いておられます、会社側としてここに聞いて精油するかどうかというところについて、まだ正式には決定しておらない、こういうふうなことであります。

○堀委員 そういふ段階でありましたならば、あと詰めて伺うこともないのではありませんけれども、最初に私申し上げたように、石油産業というものが最近非常に画期的にあちこちにごんごんできてくるわけですが、どうも私も計画のわからないものが非常に多いのです。今はわかりましたから、ちょっとあわせて承っておきたいのですが、堺、大阪港を埋め立てて、あちらにもやはり石油産業が二、三進出をするように聞いておられるのですが、これは工業立地課の方でも石油課の方でも、どちらでもいいですが、一体皆さんが御存じの範囲はどういうもので、どういう規模なのか、ちょっと承りた

いのです、
○古沢説明員 ただいまお話ししたの区の問題でございますが、これはわれわれの方としてもだいたい先の話のよう聞いておられますし、それから石油精製会社としましては丸善石油その他の会社がここに精油所を作りたいという話は聞いておられますが、ほかの地区はまだ具体化していないように聞いておられます。たとえば千葉県五井地区などは、すでに打ちも始まっておりますけれども、堺地区については、そういう意味で正式な話といえますか、会社側としてはまだはっきりとした計画はしてないように、われわれ聞いてお

の敷地を求める際には、いろいろな検討の段階を経てきまるということもありましようし、またなるべく外に言いたくないという企業の側の性格もありまして、われわれの方でもなかなかその実態はつかみにくい場合が多いのであります。ただ現在までに私も聞いておられますのは、御承知のようにあの堺地区には丸善グループ住友グループ、三井グループ、三つのグループが、いずれも石油化学、石油精製を含んだ計画を持っておるといふふう聞いておられますけれども、その具体化する程度、あるいはいつ工場建設に着手して、いつから操業をする見込みであるのか、その辺のことになると、かなり、われわれも確定的に把握し得ない点があるようにあります。しかもともと堺地区は御承知のような阪神の既成工業地帯に近いところであり、企業がいずれも競って行きたがっておる地区でありますので、工場の敷地建設、埋め立て建設そのものが非常に危いというふうな感じは私も持つておりません。ただ具体的という問題になりますと、今申し上げましたような確定しない部分が相当多いと思えます。

○堀委員 どうもそこが工業立地の問題で非常に問題になると思うのですが、堺の方についてはもう埋め立てを第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七というところまでは一応予定し、さらに第八、第九の埋め立てもやろうということまで、すでに伝えられておるわけでありまして、八幡製鉄がここに出ることだけは、はっきりわかっておるようですが、その他についてはわかっていないのでしょうか。これは企業局の方に伺いたい。石油はわからないということですが、ここがはっきりしないといふことですが、ここがはっきりしないといふこと、実はあとに出てくるころの外債の問題などというものは、そんな不確定な要因をもとにしたものを、ほとんどんやられて、それについて外債を受けるとか受けないとかいふことが、国の名譽にも関してくるような感じがするのですが、今の状態はどうですか。

○松尾政府委員 御承知のように会社の方でも工場、特に大工場建設の場合

面今の大阪、堺の埋め立てについては、工業用水についてはまだほとんど見通しが立たない。こういう段階でしようか。
○松尾政府委員 水の問題になりますと水源の問題とも関連して、建設省との関連があるわけでございます。先ほど建設省の方からも御説明を申し上げましたように、現在まで少なくともわれわれ四十一年度までの工業用水の不足量につきましては、三つの多目的ダム、あるいは淀川の浄化用水の転用、あるいは一部農業用水の節約というふうなことで、一応計画としてはつじつまが合うという見通しをわれわれ持つております。ただ御承知のようにたとえばダムの建設にいたしても補償問題その他、往々にして予定の工事が進捗しない場合がございます。また農業用水の転換ということにつきましても、地元の話し合いの問題があるだらうと思えます。そういう点を考えますと、もちろん万全の措置ということは、必ずしも言い得ないかもしれせんけれども、現在の計画見通しをもってすれば、一応四十一年までの工業用水の見通しは、私どもはそういう想定をいたしております。

○堀委員 工業用水の見通しはあつたというところは、要するに需要が幾らかといることに見合っておるわけですね。ところがその需要については、今お話しのように、一体石油化学が三つになつてくるのか二つになるのかわからない。わかつておられるのは八幡製鉄だけだというふうなことで、しかしまだあと第七、第八、第九というふうな、ごんごん堺は埋め立てるのだというふうなことが伝えられておるわけですね。そうなりま

す、今皆さんの方では、当面大阪、堺に対しては、最終年度の四十一年で、堺が三十五万五千トンですか、それから南港が十万吨、さらに堺は十万吨、合わせますと、五十五万トンくらいになりますね。その五十五万トンというのは、工場の関係がわからないけれども出るものかどうかというところ、私、ちょっとそこが疑問になるわけですね。さつき私がちょっと石油関係で触れましたように、石油精製とコンビナートの関係によつては十万吨、二十万吨ずつ変わってくると思えますから、工場が二つになるか三つになるかということによつても変わってきます。そうすると五十五万トンの基礎というものは、一体どういふことからこの需要を算出してきたのか、そこに一応ワクがあるわけですね。ワクがあるとすると、逆に今度はこの法案によつて、堺の場合には府市が埋め立てるのですから、工場建設前九十日という格好になると思ふのですが、実際問題としては九十日前に勧告が出たりしては困ることですから、もうちょっと前段階の問題として、処理をされなければならぬ計画の段階があると思ふのですが、この五十五万トンと、それに見合う工場の問題については、どういふ関係でこれが出てきたのか。

○松尾政府委員 堺地区に、今お話しの中に、七号地以上九号地までの計画があるというふうなお話でございまして、八号地、九号地というふうな計画は私どもの頭の中では現在ないと思ひます。七号地についても若干問題がある程度ではないかと思ひます。その程度で、当然あの地区は臨海

工業地帯でございますから、それにふさわしい工業が入るはずでございますが、そういう想定をいたしてみますと、まずいわゆるコンビナート地帯として考えますと、コンビナートがせいぜい二つで、三つ入るのはかなり無理ではなからうかというような想定が立つわけでございます。かりにコンビナートがあつた地区に一つ半、二つ、三つ、そういうことを想定いたしますと、それから出てくる用水量というのは、大体的に見当がつくわけでございます。具体的には何々会社が入るかということとは未定の点がございまして、これも、面積その他から考えますと、大体このくらいのコンビナートが入り得るはずだ、従つて用水量はこれくらいあるはずだ、そういう想定は私どもの計算で一応出て参ります。そういう基礎で工業用水の供給見込みをはじいてみますと、先ほど申しましたような制約がございまして、四十一年度くらいまでは、一応見通しがあるのではないだろうか、こういう想定でございます。

○堀委員 そうすると第七号地まで、そこもちょっと不確定だが、その土地の面積から逆算をして、大体コンビナートの規模を推算をして、それから換算をして工業用水をはじき出した、こういうことでございませぬ。そういうことならば、こうなんですか、ただそうなる、今度は土地造成が八号、九号と行なわれる場合には、土地造成自体を、通産省として見るとチェックする方法はないと思うのです。これが今の西宮のような場合には、大工場の特定造成ですからいいのですが、府市のようなものがやる場合

には、これはコントロールできないということになりますので、そこらの点については通産省としてもお考えをいたさない、こちらがふくれ過ぎたために工業用水のシェアーが減るといふようなことが出るとするならば、大阪、尼崎等の地盤沈下地帯としては重大な問題になると思つて、その点は十分御検討いただきたいと思つた。

運輸省が見えましたので、さつきちょっと関連をして伺つておりました。阪神防波堤といふは、大阪湾から神戸の方へかけて、何か調査費二千万円を組んで調査をしていられる防波堤の問題ですが、これは実は防波堤だけということならば大へんけつこうなんです。しかしどうもこの問題の裏側に、約四千万円を投じてあの阪神の防波堤のあれを全部埋め立てるのだという構想もあるやに聞いておるわけですが、その防波堤として今もようど二千万円の予算を組まれたところだけあります、今の調査の完了する時期は大体いつごろなのか、それをちょっと伺います。

○布施説明員 お答え申し上げます。本年度御説のように二千万円を投じてまして海象条件、海のいろいろな自然条件、特に波の問題それから高潮の問題、そういう点に主力を注ぎまして調査を行なう予定でございます。できますれば、その調査の結果によるのでございませぬ、私どもとしては本年度一年で相当程度の調査成果を上げた、こういう目標で進んでおります。

○堀委員 それは調査を完了したいというところでしようが、大体いろいろな問題から勘案すると、一年で調査がで

きると言い切れない条件ではないかと思つた、あなたの方では今度二千万円この調査費をもらつたら、もう来年度についてやはりもっと調査が必要であるというふうな、これからのことですからわかりませんが、予想があるのか、大体一年でイェスノーか出るというふうな簡単なものではないように私思ひますが、その点はどうか。この防波堤は相当距離も長いし、及ぼす範囲も大きいので、私しかく簡単なものではないという理解をしておるのです。それが一点と、浚渫船を四億五千万円か何かで予算化されておるようですが、この浚渫船というものは、この防波堤と直接関係はないと理解をしておりますが、大阪湾における浚渫の問題だと思つて、このところはどうかおつておるのか、ちょっと御説明願ひます。

○布施説明員 調査につきましてはできるだけ本年度一年で成果を上げた、こういう目標でやつていきたいと思ひます。それから浚渫船の件でございますが、これはやはり阪神防波堤に一番関係の深い目的を有するものでございませぬ。ただ御説のように、防波堤工事以外にも、もちろん使つていけることが予想されるわけでございませぬ。

○堀委員 そうすると四億五千万円の浚渫船の予算をとつたという事は、調査の様態はいかようにあれ、これは今の答弁ですと、もう防波堤を作るのだというふうな理解をすることになります、そういう理解になつてもいいのですか。

○布施説明員 さようでございませぬ。浚渫船を作るのは非常に時日を要しま

すので、本年度四億五千万円ついたら、来年度ということになると思ひます。

○堀委員 そうすると浚渫船の予算をとつたという事は、ともかくその調査自体は防波堤を作るかどうかという調査ではなくて、もう作るというのはいきまつて、そうしてそれをどういうふうにするかという点の問題の調査なんです。私は、ここに防波堤を作るかどうかという調査をするために、二千万円の調査費がついていようと思つて、もうできるのは既定の事実なんだ、どこでできたか知りませんが、既定の事実で、それでただどういふのを作るかという点のために二千万円がとられて、四億五千万円の浚渫船がくついている、こういうことなんです。

○布施説明員 防波堤の調査につきましては、やはりこれは非常に大きな問題でございますので、私どもとしてはこの調査成果が防波堤は有効であるというふうな予想のもとにやつていられるわけでございませぬ。

なお浚渫船につきましては、先ほども申し上げましたように、防波堤だけに使うものではないという事は御説の通りでございます。

○堀委員 答弁が不十分でわかりませぬし、時間が時間ですから保留いたしまして、本日はこれで終わります。

○小川(平)委員 代理 本日はこの程度にとどめ、次回は来たる十四日金曜日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時五十二分散会

昭和三十六年四月二十三日印刷

昭和三十六年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局